

2025年度版



阿賀町

子育て支援ガイドブック



目次

担当課・問合先の所在地、電話番号は、裏表紙の一覧をご確認ください。

分類	番号	項目	頁	担当課・問合先
妊娠から出産まで	1	母子健康手帳の交付	1	こども・健康推進課
	2	伴走型相談支援	1	こども・健康推進課
	3	妊婦のための支援給付金（1回目）	1	こども・健康推進課
	4	妊婦一般健康診査費用助成	2	こども・健康推進課
	5	妊婦歯科検診	2	こども・健康推進課
	6	妊婦通信	2	こども・健康推進課
	7	祖父母手帳の交付	2	こども・健康推進課
	8	妊産婦医療費助成	3	こども・健康推進課
	9	妊産婦健康診査交通費助成	3	こども・健康推進課
	10	出産時の交通費・宿泊費助成	4	こども・健康推進課
	11	無痛分娩費用助成	4	こども・健康推進課
	12	産前・産後ヘルパー派遣	5	こども・健康推進課
赤ちゃんが生まれたら	13	出生届	6	町民生活課
	14	健康保険の加入	6	こども・健康推進課
	15	出産育児一時金	6	こども・健康推進課
	16	児童手当	7	こども・健康推進課
	17	新生児聴覚検査費用助成	8	こども・健康推進課
	18	産後1か月健診費用助成	8	こども・健康推進課
	19	子ども医療費助成	8	こども・健康推進課
	20	妊婦のための支援給付金（2回目）	9	こども・健康推進課
	21	乳幼児紙おむつ購入費助成	9	こども・健康推進課
	22	チャイルドシート購入費助成	9	こども・健康推進課
	23	産婦・新生児訪問	10	こども・健康推進課
	24	産前・産後ヘルパー派遣	10	こども・健康推進課
	25	産後ケア	10	こども・健康推進課
成長を応援します	26	すこやか成長祝金	11	こども・健康推進課
	27	小学校入学祝金	11	こども・健康推進課
	28	中学校入学祝金	11	こども・健康推進課
	29	乳幼児健診	12	こども・健康推進課
	30	虫歯予防 フッ素塗布	12	こども・健康推進課
	31	未熟児養育医療給付	13	こども・健康推進課
	32	小児慢性特定疾患医療費給付	13	新潟県新潟地域振興局
	33	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付	13	こども・健康推進課
予防接種	34	定期接種、定期接種	14	こども・健康推進課
各種子育て支援	35	子育て支援センター	15	こども・健康推進課
	36	一時保育	16	こども・健康推進課
	37	わんぱくキッズサロン	16	阿賀町社会福祉協議会
	38	公民館図書室	16	社会教育課
	39	病後児保育室	17	こども・健康推進課
	40～43	子育て支援教室・各種講座	18	こども・健康推進課
	44	放課後児童クラブ	19	社会教育課

分類	番号	項目	頁	担当課・問合せ先
保育園	45	ひまわり、上条、わかば保育園	20	こども・健康推進課
発達に関する相談会・教室	46	言葉の相談会	21	こども・健康推進課
	47	こどもの発達・子育て相談会	21	こども・健康推進課
	48	子育て相談会	22	こども・健康推進課
	49	感覚統合相談会	22	こども・健康推進課
	50	療育教室「にこにこ教室」	22	こども・健康推進課
教育 入学までのながれ	51	就学時健康診断	23	学校教育課
	52	入学通知	23	学校教育課
	53	就学に関する相談	23	学校教育課
		阿賀町の小・中学校	23	学校教育課
学校生活を応援します	54	学校給食費の完全無償化	24	学校教育課
	55	就学援助制度	24	学校教育課
	56	特別支援教育就学奨励制度	24	学校教育課
	57	県立特別支援学校通学バス	24	学校教育課
	58	就学金貸付制度（高等学校・専修学校・大学等）	24	学校教育課
ひとり親家庭へのサポート	59	児童扶養手当	25	こども・健康推進課
	60	ひとり親家庭等医療費助成	25	こども・健康推進課
	61	母子父子寡婦福祉資金貸付金	25	新潟県新潟地域振興局
障がいのあるお子さんへのサポート	62	身体障害者手帳	26	福祉介護課
	63	療育手帳	26	福祉介護課
	64	精神障害者保健福祉手帳	26	福祉介護課
	65	特別児童扶養手当	26	福祉介護課
	66	障害児福祉手当	26	福祉介護課
	67	重度心身障害者医療費助成	27	福祉介護課
	68	自立支援医療(育成医療) 給付	27	こども・健康推進課
	69	自立支援医療(精神障害者通院医療) 給付	27	こども・健康推進課
	70	精神障害者の医療費助成	27	こども・健康推進課
	71	日常生活用具の給付	27	福祉介護課
生活支援	72	生活困窮者自立支援制度	28	新潟県 バーソナル・サポート・センター
	73	生活福祉資金貸付事業	28	阿賀町社会福祉協議会
	74	小口資金貸付事業	28	阿賀町社会福祉協議会
医療機関（小児科）	75	町内小児科医療機関、夜間・休日診療情報	28	こども・健康推進課
おでかけスポット		観光スポット、体育施設、図書室	29～ 30	



子育ての コラム

「妊娠おめでとうございます」1p
「ママと赤ちゃんに危険がいっぱいのタバコ!!」5p
「家族みんなで子育てを楽しみましょう!」7p
「愛着形成～心の土台を育てよう～」11p
「ふれあって遊ぼう」16p
「ネット依存を防ごう!」19p
「子育て四訓」24p

妊娠から出産まで

1 母子健康手帳の交付

担当 こども・健康推進課

医療機関で妊娠届出書をもらったら妊娠の届出をしてください。母子健康手帳を交付しま

届出窓口 こども・健康推進課

交付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8：30～午後5：15

持ち物 ・妊娠届出書（裏面のアンケートを記入してください。）

- ・加入する医療保険の資格情報がわかるもの
- ・振込先口座がわかるもの



安心して出産・子育てができるようサポートします

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、経済的支援と
 伴走型相談支援を一体とした出産・子育て応援事業を実施しています。

2 伴走型相談支援

担当 こども・健康推進課

保健師等が面談し、妊娠中や産後の支援や手続き等について、一緒に確認します。

面談時期 ①妊娠届出時

②妊娠8か月頃

③産婦・新生児訪問時

3 妊婦のための支援給付金（1回目）

担当 こども・健康推進課

相談支援とあわせて、経済的な支援を実施します。

給付対象 次の全てに該当する方

- ・申請時点で阿賀町に住所がある
- ・妊娠届出時に保健師等の面談をうけ、アンケートに回答
- ・対象となる妊娠について、他の市区町村から給付金の支給を受けていない

給付額 妊婦1人：50,000円

申請に必要なもの ・ 振込先口座のわかるもの

☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. .

妊娠おめでとうございます



おなかの中で新しい生命が成長しているのを実感されていることと思います。お母さんが毎日食べているもの、飲んでいるもの、吸っている空気、それらすべてが赤ちゃんに必要な栄養や酸素となって届き、赤ちゃんの体をつくっています。

妊娠中は、からだにいろいろな変化が起きます。「ふだんより少し大事に」「ふだんより少しゆっくり」を心がけながら、無理せずに毎日をすごしましょう。

妊娠から出産まで

4 妊婦一般健康診査費用助成

担当 こども・健康推進課

すこやかな妊娠・出産のために、妊婦さんと赤ちゃんの健康状態を定期的に確認する健診を受けましょう。県内医療機関で受診する健康診査に要する費用を助成します。

■健康診査14回分は受診票を発行します。

■15回目以降の健診または、多胎妊娠の場合で追加で健診を受ける方は助成申請が必要です。

申請方法

受診時にいったん費用の全額を負担してください。

申請窓口 こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの 母子健康手帳、振込先のわかるもの、医療機関の領収書及び
明細書の原本、未使用の受診票
県外の医療機関を受診する場合はご相談ください。

5 妊婦歯科健診

担当 こども・健康推進課

歯科健診を受けて、早産のリスクを高める歯周病を予防しましょう。

■町内で妊婦歯科健診が受けられる歯科医院・・・あらかじめ予約が必要です。

医療機関名	電話
岡村歯科医院	0254-92-5225
小野里歯科医院	0254-92-0023
倉田歯科医院	0254-92-3039
鈴木歯科医院	0254-92-2226
阿賀町鹿瀬歯科診療所	0254-92-3377
三川インターデンタルクリニック	0254-99-1600
上川歯科診療所	0254-95-2946 (平日は0254-99-1600へ)

一覧表以外の歯科医院で受診した場合は、かかった費用を助成します。
6か月以内に申請してください。
上限4,000円

■申請に必要なもの
・妊婦歯科健診受診票
・領収書

6 妊婦通信

担当 こども・健康推進課

妊娠初期・中期・後期の3回に分けて、妊婦通信をご自宅にお届けします。

7 祖父母手帳の交付

担当 こども・健康推進課

子どもたちの健やかな成長を願い、お父さん・お母さんたちを温かくサポートしてくれる祖父母の皆さんへ、手帳を交付します。

赤ちゃんのお世話の基礎知識などを掲載！
おじいちゃん、おばあちゃんたちの
'孫育て'を応援します！



妊娠から出産まで

8 妊産婦医療費助成

担当 こども・健康推進課

健康で元気に出産・育児ができるように、妊産婦さんが医療機関を受診した際の医療費を助成します。

助成対象 町に住所を有する妊産婦

助成期間 妊娠届を提出した月の翌月初日から、出産した月(流産及び死産含む)の翌月末日まで

助成内容 保険診療の自己負担分を全額助成(個人負担なし)

助成方法 医療機関で、いったん自己負担分を支払ってください。

その後、受診した月の月末から6か月以内に役場窓口で助成申請してください。

口座振り込みで助成金をお支払いします。

申請窓口 こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの

- ・阿賀町妊産婦医療費助成受給者証
- ・医療費の領収書及び明細書(原本)
- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの
- ・振込先口座のわかるもの

※保険適用外の診療は助成対象外です。

(妊婦健診、診断書料、インフルエンザ予防接種費など)



9 妊産婦健康診査交通費助成

担当 こども・健康推進課

妊産婦さんの経済的負担を軽減するため、健診のための通院交通費を助成します。

対象の健診 ・妊婦一般健康診査

・産後1か月の産婦健康診査

助成内容 自宅(※)～医療機関の往復距離 × 1km20円

※自宅または里帰り先の住居

助成方法 役場で申請してください。

申請窓口 こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの

- ・母子健康手帳
- ・振込先口座のわかるもの

往復分を助成



妊娠から出産まで

10 出産時の交通費・宿泊費助成

担当 こども・健康推進課

出産時に分娩取扱施設までの交通費と、出産前に分娩取扱施設近くで宿泊して待機した際に要した宿泊費用を助成します。

- 助成対象 ①町に住所がある方で、分娩取扱施設で出産する妊婦の方
②①と同じ宿泊施設に宿泊した同行者の方1人

助成内容

- ①交通費 妊婦の住所地（または里帰り先）から分娩取扱施設までの交通費（往復分）
- ②宿泊費 妊婦とその同行者1人が出産までの間、宿泊施設に宿泊した場合の宿泊費で1人につき最大5泊まで。1泊あたり上限1万円。

申請方法

- ・母子健康手帳
- ・交通費の明細がわかるもの（領収書など）
- ・宿泊費の明細がわかるもの（領収書など）
- ・振込先のわかるもの



申請方法の詳細は町ホームページをご覧ください。

申請窓口 こども・健康推進課

11 無痛分娩費用助成

担当 こども・健康推進課

誰もが安心して出産を迎えられるように、無痛分娩で出産された方の経済的負担を軽減するため、無痛分娩費用を助成します。

助成対象 無痛分娩を実施した日に、町内に住所がある方。

助成内容

1回の出産につき、10万円を限度に助成します。

申請方法

出産した日の翌日から6か月以内に申請してください。

申請に必要なもの

- ・出産費用の領収書及び明細書（原本）
- ・振込先のわかるもの

申請窓口 こども・健康推進課



妊娠から出産まで

12 産前・産後ヘルパー派遣

担当 こども・健康推進課

産前・産後の家事や育児の支援が必要なご家庭を、ヘルパーが訪問する子育て支援サービスです。利用料は無料です。

対象者 町に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けてから、産後1年以内の方
 主なサービスの内容

- ・家事援助（調理、洗濯、掃除、買い物など）
- ・赤ちゃんのお世話（沐浴、おむつ交換、授乳の補助など）
- ・きょうだいのお世話（保育園の送り出しのお手伝いなど）
- ・妊産婦さんへの援助（休憩中の赤ちゃんの見守りなど）

【派遣時間】 午前6：00～午後10：00
30分単位で1日4時間以内
(連続する場合は3時間以内)
合計20時間まで

【訪問事業所】 とうかん福祉サービス（東蒲原福祉会）

利用方法

- ① 申請書を役場こども・健康推進課へ提出
(派遣希望日の１０日前までに)
- ② 派遣決定（または却下）通知を送付します。
- ③ ヘルパーと、具体的なサービス内容や訪問日を確認。
- ④ 利用開始

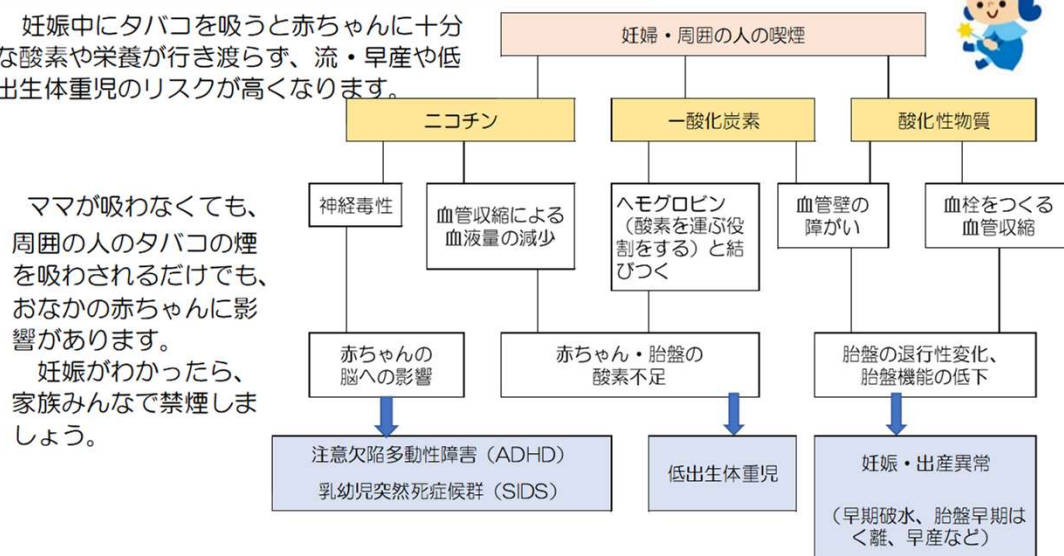
利用料金 無料



★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. .

ママと赤ちゃんに危険がいっぱいのタバコ！！

妊娠中にタバコを吸うと赤ちゃんに十分な酸素や栄養が行き渡らず、流・早産や低出生体重児のリスクが高くなります。



赤ちゃんが生まれたら

13 出生届

担当 町民生活課

生まれた日から14日以内に提出してください。

届出期間 生まれた日から14日以内

(14日目が休日のときは、休日の明けた日まで)

届出窓口 町民生活課または各支所

届け出に必要なもの

- 医師、助産師が証明した届書
- 母子健康手帳



14 健康保険の加入

担当 こども・健康推進課

国民健康保険の方は、出生届出の際に、お子さんの加入手続きをしてください。勤務先の健康保険または、共済組合などに加入している場合は勤務先での手続きをしてください。

加入に必要なもの

- 母子健康手帳

15 出産育児一時金

担当 こども・健康推進課

子どもが生まれたとき、50万円が支給されます。

出産費用の負担軽減のため、原則加入している医療保険から直接医療機関へ支払われます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

★国民健康保険加入者の方

直接支払い制度を利用しなかった場合

直接支払い制度を利用して、差額支給がある方

手続き窓口 こども・健康推進課または各支所

手続きに必要なもの

- 加入医療保険の資格情報がわかるもの
- 世帯主の口座番号がわかるもの
(世帯主以外の口座を希望する場合は世帯主と口座名義人の認印が必要)
- 医療機関からの領収、明細書及び代理契約に関する文書

★国民健康保険以外の方

職場の健康保険に加入している方、または本人として1年以上社会保険に加入していた人が退職後6か月以内に出産したときは、それまで加入していた職場の健康保険から支給を受けることができます。

赤ちゃんが生まれたら

16 児童手当

担当 こども・健康推進課

児童を養育する父母等に支給されます。

支給対象 高校生年代までの児童を養育している方

支給額

児童の年齢	手当の額（児童1人当たりの月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上 高校生年代	10,000円
第3子以降	30,000円

15日以内に
お手続きを！

【第3子以降の子の数え方】

手当の支給は高校生年代までですが、子の人数を数える場合は、保護者に経済的負担がある大学生年代(18歳年度末から22歳年度末)の子までを算定します。

ただし、受給者が子の生活費や学費など経済的に負担し、監護している場合のみ算定対象となります。

支給月 原則 4月、6月、8月、10月、12月、2月 (前月分までの手当を支給)

申請方法 お子さんが生まれたとき、他の市区町村から転入したときに、認定請求書を提出してください。（公務員の方は勤務先に申請してください。）

出生・転入の翌日から15日以内に申請してください。

申請窓口 こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの

- ・申請者と配偶者のマイナンバー確認書類
- ・申請者名義の振込先口座のわかるもの
- ・窓口に来られる方の本人確認書類

※次のときはお手続きが必要です。

- ・住所、氏名が変わったとき
- ・児童を養育しなくなったなど対象がいなくなったとき
- ・配偶者を有する、または有しなくなったとき
- ・父母指定者の指定を受けるとき

★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. .

家族みんなで子育てを楽しみましょう！



出産おめでとうございます。赤ちゃんとお過ごす生活のスタートですね。今は家族が協力して子育てする時代です。パパとママでたくさん話し合いながら、協力して子育てを楽しんでください。

★パパにお願い★

がんばっているママに感謝の気持ちを伝えましょう

「がんばっているね」「いつもありがとう」…言葉でしっかり伝えましょう。

④ママに十分な静養を。家事や赤ちゃんのお世話を積極的に行いましょう

出産は体に大きな負担がかかります。ママの体を回復させるためにも、赤ちゃんのお世話を積極的に行いましょう。

ママの気持ちを聴きましょう

今日の赤ちゃんの様子やたいへんだったことなど、ずっと赤ちゃん向き合っているママはパパに聴いてほしいことがたくさんあります。アドバイスしようと気負わず、話を聴いて、気持ちを受け止めてあげてください。

赤ちゃんが生まれたら

17 新生児聴覚検査費用助成

担当 こども・健康推進課

赤ちゃんの入院中に実施される、聴覚検査の費用の全額を助成します。

助成方法 いったん、医療機関で費用を支払った後で申請してください。口座振替で助成金をお支払いします。

申請窓口 こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの

- ・母子健康手帳
- ・振込先口座のわかるもの
- ・医療機関の領収書及び明細書（原本）

18 産後1か月産婦健診費用助成

担当 こども・健康推進課

産後1か月の産婦健康診査費用を受診票を発行して助成します。

助成方法 受診票を使用してもなお自己負担がある場合(健診費用が5,000円を超えた場合)は、いったん、医療機関で支払い、その後に支払った分の助成を申請してください。口座振替で助成金をお支払いします。

申請窓口 こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの

- ・医療機関の領収書及び明細書（原本）
- ・振込先口座のわかるもの

19 子ども医療費助成

担当 こども・健康推進課

子どもの医療費を全額助成します。

助成対象 町に住所がある18歳(18歳になって最初の3月31日)までの子ども

助成内容 全額助成（自己負担なし）※保険外診療は除く

申請窓口 こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの

- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの

県外受診 自己負担分を支払い、受診月の末日から6か月以内に、助成の申請をしてください。口座振替で助成金をお支払いします。

【県外受診後の申請に必要なもの】

- ・受給者証
- ・医療機関の領収書及び明細書（原本）
- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの
- ・振込先口座のわかるもの

次のときはお手続きが必要です。

- ・加入医療保険の資格情報が変わったとき
- ・住所、氏名が変わったとき
- ・受給者証を紛失したとき



赤ちゃんが生まれたら

20 妊婦のための支援給付金（2回目）

担当 こども・健康推進課

全ての妊婦・子育て世帯のみなさんが、安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行います。

給付対象 次の全てに該当する方

- ・申請時点で阿賀町に住所がある
- ・妊娠8か月頃の面談と、出生届出後に産婦・新生児訪問で保健師と面談しアンケートに回答
- ・対象となる出産について、他の市区町村から給付金の支給を受けていない

給付額 妊娠していた胎児の数×50,000円

申請に必要なもの ・振込先口座のわかるもの

21 乳幼児紙おむつ購入費助成

担当 こども・健康推進課

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、2歳までの紙おむつ購入費を助成します。

助成対象 町に住所を有する乳幼児の保護者

助成内容 出生した月の翌月から2歳の誕生日を迎える月まで

※転入の場合、転入月から。転出の場合、転出の前月分まで。

1カ月あたり5,000円

助成方法 6カ月分ずつ、口座へ振り込みます。

申請窓口 こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの ・母子健康手帳 ・振込先口座のわかるもの

22 チャイルドシート購入費助成

担当 こども・健康推進課

乳幼児の安全な外出のため、チャイルドシートの購入費用を助成します。

助成対象 町に住所がある乳幼児の保護者

助成額 購入価格の2/3（100円未満は切り捨て）

乳幼児1人につき、1回20,000円まで

申請窓口 こども・健康推進課または各支所

申請に必要なもの ・領収書 ・品質保証書の写し
・振込先口座のわかるもの



赤ちゃんが生まれたら

23 産婦・新生児訪問

担当 こども・健康推進課

保健師等が自宅に伺い、赤ちゃんの身長や体重の計測、母乳・育児・産後の健康状態などの相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。

24 産前・産後ヘルパー派遣

担当 こども・健康推進課

産前・産後の家事や育児の支援が必要なご家庭を、ヘルパーが訪問する子育て支援サービスです。利用料は無料です。詳しくは5ページをご覧ください。

25 産後ケア

担当 こども・健康推進課

出産後は心身ともに不安定になりやすいものです。お母さんが安心して子育てを始められるように、心身のケアや育児サポートを行います。

対象者 産後1年以内の産婦及び乳児で、産後ケアを必要とする方

利用方法 ・短期入所型は事前に申請が必要です。

・居宅訪問型は利用チケットにより申込が可能です。

ケア内容

	短期入所型	居宅訪問型
利用日数・回数	7日以内	2回まで
実施場所	委託先医療機関	自宅
利用者負担金	1日につき2,500円 ※生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料	無料
ケア内容	産婦さんの身体的ケア・心理的ケア 乳房ケア 育児（沐浴等） 乳の指導、相談等	



不安なく出産を迎えるためにも、早めの申請をお勧めします。
出産前からのご相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。



委託先医療機関、事業所は町ホームページをご覧ください。

成長をお祝いします



子どもは阿賀町の宝！

すこやかな成長を願い、お祝い金を支給します！

26 すこやか成長祝金

担当 こども・健康推進課

支給対象 町に住所を有する、満1歳の子の保護者

支給額 子ども1人あたり30,000円

お手続きは不要です。乳幼児紙おむつ購入費助成金振込口座と同じ口座へお振込みします。

27 小学校入学祝金

担当 こども・健康推進課

支給対象 町に住所を有し小学校に入学する子の保護者

支給額 子ども1人あたり30,000円

お手続き 入学式の後で、振込先口座を届け出ていただきます。

28 中学校入学祝金

担当 こども・健康推進課

支給対象 町に住所を有し中学校に入学する子の保護者

支給額 子ども1人あたり30,000円

お手続き 入学式の後で、振込先口座を届け出ていただきます。

★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。

愛着形成～心の土台を育てよう～

★幸せに育っていくためには「愛着形成・心の土台」が大切★



「愛着」は「他者への信頼感」「自分への信頼感」につながります。

特定の相手への甘える、それを受け入れてもらえる事で、人と関わる楽しさや信頼を学んでいきます。そして、自分は価値のある人間だ！という自己肯定感が育ちます。

この心の土台がしっかりと築かれることで、「人を信じる、愛する、自分を信じる、挑戦していく、相手を思いやる」等、生きていく中で最も大切な力を育てていきます。

子どもは宝！ 子どもを育てる母親も宝！ 子育てを楽しみましょう！

「自分は大切な存在だ」
「生きている価値がある」
「必要とされている」



= 「私は、私でいいんだ！」という気持ち
・自己肯定感・をもつこと！



成長を応援します

29 乳幼児健診

担当 こども・健康推進課

乳幼児健診は、お子さんの健やかな発育状況を確認する大切な機会です。育児相談や、育児に関する情報提供も行っています。

実施場所 阿賀町総合福祉保健センターやまぶきの里
(阿賀町津川664番地)

実施日 対象者へ個別に案内文書をお送りします。

～各健診の内容～

4カ月児健診	7カ月児健診	10カ月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
- 計測 - 問診 - 離乳食指導 - 内科健診 - 保健指導 - 歯科指導	- 計測 - 問診 - 離乳食指導 - 内科健診 - 保健指導 - 歯科指導	- 計測 - 問診 - 離乳食指導 - 内科健診 - 保健指導 - 歯科指導 - ブックスタート	- 計測 - 問診 - 内科健診 - 歯科健診 - 歯科指導 - 保健指導	- 計測 - 問診 - 内科健診 - 歯科健診 - 歯科指導 - 保健指導

30 虫歯予防 フッ素塗布

担当 こども・健康推進課

幼児の虫歯予防のため、フッ素塗布を無料で実施しています。

対象 町に住所があるおおむね10カ月～保育園年少児クラスのお子さん

内容 歯科健診、フッ素塗布、保健指導
年4回まで（おおむね3か月に1回）

料金 無料

持ち物 ・フッ素塗布受診票 ・母子健康手帳 ・子ども医療費助成受給者証
・加入医療保険の資格情報がわかるもの

委託先以外の歯科医院の場合、いったん費用を支払ったあとで、6カ月以内に申請してください。

■町内でフッ素塗布を行っている歯科医院・・・あらかじめ予約が必要です。

医療機関名	電話
岡村歯科医院	0254-92-5225
小野里歯科医院	0254-92-0023
倉田歯科医院	0254-92-3039
鈴木歯科医院	0254-92-2226
阿賀町鹿瀬歯科診療所	0254-92-3377
三川インターデンタルクリニック	0254-99-1600
上川歯科診療所	0254-95-2946 (平日は0254-99-1600へ)

※一覧以外の歯科医院で受診した場合も助成対象です。



成長を応援します

31 未熟児養育医療給付

担当 こども・健康推進課

医師が入院治療を必要と認めた未熟児の医療費の一部を給付します。

対象 出生時の体重が2,000グラム以下または医師が入院養育を必要と認めた未熟児で、指定医療機関で入院養育を受けた場合

自己負担額 所得に応じて異なります。

(自己負担額は、町子ども医療費助成の対象となり、実際の負担はありません。)

申請窓口 こども・健康推進課

申請に必要なもの

- ・医師の意見書
- ・加入医療保険の資格情報がわかるもの
- ・申請書類は窓口にあります。
- ・その他必要なものがある場合があります。

32 小児慢性特定疾患医療費助成制度

小児慢性疾患のうち、特定疾患の治療について医療費の一部又は全部を公費負担します。

対象 次の2つの要件を両方満たす方

(1) 原則として県内に居住している満18歳未満の方
(認定後は満20歳まで延長可)

(2) 対象疾患にかかっており、かつ、認定基準を満たす方

申請窓口 新潟県新潟地域振興局健康福祉部

新潟市秋葉区南町9-33 電話0250-22-5174

申請に必要なもの

- ・申請書(県ホームページからダウンロードできます。)
- ・小児慢性特定疾患医療意見書
- ・加入医療保険の資格情報がわかるものの写し
- ・市町村民税(非)課税証明書
- ・住民票(同一の被保険者全員、3カ月以内の交付のもの)
- ・マイナンバーのわかるものと本人確認書類



※お子さんの年齢や、加入の健康保険により必要書類が異なります。詳しくは県のホームページを確認いただくか申請窓口へお問い合わせください。

33 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付

担当 こども・健康推進課

小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方に、用具を給付します。

申請窓口 こども・健康推進課

申請に必要なもの

- ・申請書類(窓口にあります。)
- ・用具の見積書
- ・小児慢性特定疾患医療受給者証
- ・用具のパンフレットやカタログ(写し可)
- ・医師の意見書が必要な場合があります。



お母さんから赤ちゃんにプレゼントされた、病気に対する抵抗力（免疫）は、生後3か月～12カ月には自然に失われていきます。そのため、赤ちゃん自身で免疫をつくり病気を予防する必要があります。これに役立つのが予防接種です。

予防接種一覧※注意※令和7年4月1日現在

■定期接種一覧 ※対象期間(年齢)に接種した場合、公費で負担します。(自己負担なし)

種類	対象(年齢) ※	回数	標準的な接種時期等
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	生後2～90月に至るまでの間にある方	1期初回：3回 1期追加：1回	生後2～12か月の間 1期初回終了後12～18か月後
五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib)	生後2～90月に至るまでの間にある方	1期初回：3回 1期追加：1回	生後2～7か月の間 1期初回終了後6～18か月後
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満の方	1回	小学6年生
MR (麻しん・風しん)	1期：生後12～24月に至るための間にある方 2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年の間にある方	1回 1回	1歳 保育園年長相当年齢
日本脳炎	1期：生後6～90か月に至るまでの間にある方 2期：9歳以上13歳未満の方	1期初回：2回 1期追加：1回 2期：1回	3歳 4歳(1期初回終了後概ね1年後) 小学4年生
水痘	生後12～36か月に至るまでの間にある方	初回：1回 追加：1回	生後12～15か月 初回接種終了後6～12か月
BCG(結核)	生後1歳に至るまでの間にある方	1回	生後5～8か月
Hib感染症	生後2～60か月に至るまでの間にある方	初回：3回 追加：1回	生後2～7か月に至るまで (注意) 開始時期が遅くなると接種回数が変わります。 初回接種終了後7～13か月までの間 (注意) 開始時期が遅くなると接種回数が変わります。
小児肺炎球菌感染症	生後2～60か月に至るまでの間にある方	初回：3回 追加：1回	生後2～7か月に至るまで (注意) 開始時期が遅くなると接種回数が変わります。 初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回
ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の間にいる女子	3回	中学1年生
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間にある方	3回	4週間以上の間隔で2回 初回接種から20週以上の間隔をおいて3回目を接種します。
ロタウイルス	生後6週から32週に至るまでの間にある方 生後6週から24週に至るまでの間にある方	ロタテック(3回接種) ロタリックス(2回接種)	

■任意接種 費用助成あり

種類	対象(年齢) ※	回数	備考
インフルエンザ	0歳以上18歳(高校3年生相当)以下の方	13歳未満：2回 13歳以上：1回	(注意) 自己負担額1,100円 町外医療機関で接種した場合は接種後に助成申請が必要です。 経鼻弱毒性インフルエンザワクチンは、費用助成の対象外です。

■町外医療機関で接種した際の助成申請

申請窓口：こども・健康推進課

必要なもの：医療機関の領収書、振込先のわかるもの、母子健康手帳

・接種前には、説明書をよく読んでください。また予診票は記入漏れがないようにしましょう。

・町の診療所の予防接種の日程等は「広報あが」などでお知らせします。

阿賀町WEB

広報あが



35

子育て支援センター

担当課
こども・健康推進課

入園する前のお子さんと保護者を対象とした、子どもの遊び場、子育て親子の交流の場です。

保育士が子育ての相談に応じ、子育てに関する情報を提供します。利用料は無料です。

～2センター共通～

開設日・時間 月～金曜日 午前10時～11時30分／午後1時30分～2時30分

祝日・年末年始を除く

対象地域 全町

利用料金 無料

※このほか、感染症流行時や園の行事前はお休みする場合があります。

すくすくひろば

ひまわり保育園内

阿賀町津川100番地 0254-92-2572

のびのびひろば

わかば保育園内

阿賀町あが野南4324番地8 0254-99-2230



阿賀町WEB
子育て支援センターたより

担当課
こども・健康推進課

保護者の短時間・継続的な就労や、通院、介護、冠婚葬祭などの際、一時的に家庭で保育できないときに利用できます。

実施施設	ひまわり保育園	阿賀町津川100番地	電話0254-92-2572
	上条保育園	阿賀町両郷甲3192番地	電話0254-95-2726
	わかば保育園	阿賀町あが野南4324番地8	電話0254-99-2230
内容	■対象 6カ月～小学校就学前まで ■利用時間 月～金曜日 午前8時～午後5時		
利用料	無料 		



37 わんぱくキッズサロン

子育て中の方が、気軽に集まり親子で遊べて情報交換ができる場です。

- ・0～5歳程度までのお子さんと保護者
(祖父母・きょうだい可)
- ・毎月1回 やまぶきの里
- ・参加費 親子100円

(場所と参加費は内容により変更となる場合があります。)

お問い合わせ先：阿賀町社会福祉協議会

電話0254-92-3088

38 公民館圖書室

子どもたちが大好きな絵本から、話題の小説、趣味の本などたくさんあります。

- ・阿賀町公民館図書室 ☎0254-92-3333
(町役場鹿瀬支所となり)
- ・津川分館図書室 ☎0254-92-3705
(ふるさと交流川屋敷内)
- ・上川分館図書室 ☎0254-95-2253
(郷土資料館内)
- ・三川分館図書室 ☎0254-99-2253
(三川保健センター内)

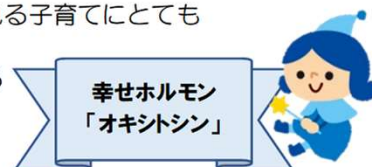
☆ . . ★ . . ☆ . . ★ . . ☆ . . ★ . . ☆ . . ★ . . ☆ . . ★ . . ☆ . . ★ . . ☆ . . ★ . . ☆ . . ★ . .

ふれあって遊ぼう！

抱っこ、スキンシップで、親子で幸福感！

スキンシップをすると、「幸せホルモン」とよばれるオキシトシンがたくさん分泌されます。オキシトシンは「不安が減り、心が安定する」「好奇心が育つ」「学ぶ力が育つ」「ストレスに強くなる」など、こどもの幸せにつながる多くの効果があります。抱っこやスキンシップは、科学的にも効果があると証明される子育てにとっても大切な行為です。

お風呂やスキンケア、添い寝など、日常の中の触れ合える機会を親子の大切な時間にしていきましょう。



病後児保育室

担当課
こども・健康推進課

熱は下がったけどまだ
だるそう。。。。

咳や鼻水だけだけど、
お友達にうつるかな。。。。

もう1日保育園、学校を休ませたい。
でも仕事に行かないと。。。。

こんな「困った」ありませんか？

まだ本調子じゃないから
無理させたくない。
でも仕事休めないし。。。。



病み上がりで登園すると、別の風邪をも
らってこないか心配。。。。



こんな時！！

無理せず、お子さんがゆったりと過ごせ
る場所…それが病後児保育室です！

お子さんのペースに合わせて、体力が回
復し、元気に集団生活に戻れるよう
お手伝いします。

★利用の目安★

- ・解熱剤なしで体温38℃以下
- ・脱水症状がない
- ・水分、食事が摂れる
- ・咳、喘息による呼吸困難がない
- ・嘔吐、激しい下痢症状がない
(感染症の回復期はご相談ください。)

病気の回復期のお子さんをお預かりし、子育て家庭の育児と仕事の両立をお手伝いします。

■利用できるお子さん

おおむね、2歳～小学校6年生までで、下記のすべてに該当するお子さん

- ・病気の回復期であり、受診先で「医師連絡票」の発行を受けている
- ・保護者が仕事などで保育できない
- ・町に住所がある児童、または保護者の勤務先が阿賀町内にある児童

場所 町営診療所みかわ内 阿賀町あが野南4324番地

時間 月～金曜日 午前8時～午後6時まで

料金 町民 1日1,000円 町内に勤務する町外の方 1日2,000円

予約・お問い合わせ先 阿賀町病後児保育室 ☎070-4506-5678 または ☎070-4506-5677



■利用の流れ

Step1 事前の利用登録

年1回「病後児保育登録申請書」を提出して下さい。年度末まで有効です。



Step2 お子さんが病気になったら

受診し、かかりつけ医に「医師連絡票」を発行してもらいます。



Step3 利用予約

病後児保育室へ電話で予約。当日でもかまいません。

電話でお子さんの症状をお聞きし、持ち物などお伝えします。



Step4 利用当日

「病後児利用申込書」「医師連絡票」を提出してください。



子育て支援教室・各種講座

担当課
こども・健康推進課

保護者向けの各種子育て支援プログラムを実施しています。
開催時期は、チラシやテレビ電話などでお知らせします。

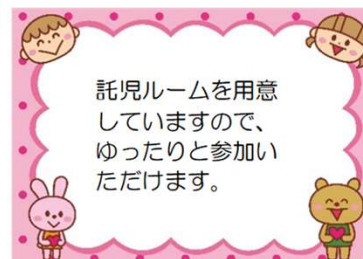


40 親子の絆づくりプログラム BPプログラム

- ・全4回シリーズ
- ・参加費は無料です。
- ・お母さんと赤ちゃんが一緒参加する「参加者中心型」のプログラムです。 同じように悩み苦労しているママ同士が集まりお互いに共感し合い、育児について困ったことを気兼ねなく聞いたり教え合ったりできるよう、お手伝いします。

41 NPプログラム「完璧な親なんていない！」

- ・全6回シリーズ
- ・参加費は無料です。
- ・子育て中の人たちと、お互いの悩みや関心のあることを話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学びます。
- 参加者ひとり一人の価値観を尊重し、安心できる場を提供し、講座が終了したあとも、参加者同士が子育て仲間としてつながっていくようお手伝いします。



42ペアレントトレーニング

- ・受講料は無料です。
- ・子どもの具体的な行動の観察の仕方、ほめるコツや効果的な指示の出し方を学んでいきます。親子間での悪循環を解消し、楽しく子育てに取り組めるようにしていきます。

ティータイムもあります。



43 各種子育て支援教室

お父さんとのふれあいや、母親同士の交流のなかで、心身共にリフレッシュでき、「子育てって楽しい！」と感じられる教室を目指しています。

ベビーマッサージ



産後・親子ヨガ



抱っこdeダンス



放課後児童クラブ

担当課
社会教育課

放課後に保護者のいない家庭の児童を対象に開設しています。

クラブ名	実施場所	対象学校区
つがわ児童クラブ	津川小学校内（2階）	津川小学校
かみかわ児童クラブ	阿賀町役場上川支所内（2階）	上川小学校
みかわ児童クラブ	三川保健センター内（1階）	三川小学校

利用料無料！



対象	町内に在住する小学校1年生から6年生までの児童で、その保護者が就労等で放課後の時間帯にいない家庭の児童
----	---

開設日 毎週月曜～土曜(祝日・お盆・年末年始を除く)ただし、土曜日は予約が必要です。

開設時間 月曜～金曜：下校時間から午後6時30分まで
土曜及び学校長期休業日：午前8時から午後6時30分まで
学校行事により変更になる場合があります。

負担金 無料

行事など活動内容によって別途負担金がかかる場合があります。

★。 。 ☆。 。 ★。 。 ☆。 。 ★。 。 ☆。 。 ★。 。 ☆。 。 ★。 。 ☆。 。 ★。 。 ☆。 。 ★。 。 ☆。 。 ★。 。 ☆。 。 ★。 。 ☆。 。 ★。 。

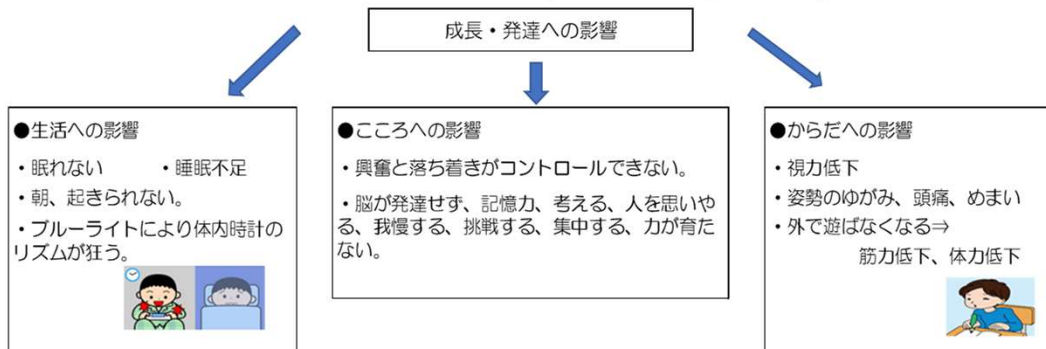
ネット依存を防ごう！

電子メディアが子どもに与える影響

みなさんは、電子メディア(スマホ・テレビ・ゲーム・タブレット等)をどれくらい使っていますか？大人にとっては、便利な道具ですが、子どもの脳への影響やネット依存など問題点があります！



電子メディアは、子どもの成長に悪影響?! 使い過ぎに要注意!



Let's
デジタルデトックス

家族や友達と、実際に体験し、五感を使い、心を通わせる経験は、脳や心の成長発達にとっても重要です。電子メディアの時間を短くして現実の世界を楽しみましょう！

阿賀町の保育園

担当課
こども・健康推進課

**通園バス
全域無料**

保育の完全無償化！
年齢や所得に関係なく保育料無料
早朝・延長保育も無料！

**副食費
無料**



ひまわり保育園

阿賀町津川100番地

☎0254-92-2572

〈定員120人〉



上条保育園

阿賀町両郷甲3192番地

☎0254-95-2726

〈定員60人〉



わかば保育園

阿賀町あが野南4324番地8

☎0254-99-2230

〈定員120人〉



- 対象年齢 生後6か月から小学校入学前まで
- 保育時間 月～金曜日と第1,3,5土曜日 午前7：30～午後6：30
標準時間認定(11時間保育) 午前7：30～午後6：30
短時間認定(8時間保育) 午前8：00～午後4：00
- 保育料 無償（教材代などは別途負担があります。）
- 入園児募集 新年度入園は前年11月ごろ開始
- 申し込みに必要な書類
 - ・申請書
 - ・マイナンバーのわかるもの（申請者、配偶者、入園児）
 - ・本人確認書類（申請者）
 - ・保育が必要なことを証明するもの
（就労証明書、診断書、ハローワークカードの写し など）

発達に関する相談会・教室

46 言葉の相談会

担当 こども・健康推進課

お子さんのことばの発達状況に応じて、遊びや家庭生活を通してできることや、聞き取り・発音の指導を行います。

- 対象 概ね3歳以上の幼児、小・中学生
- 相談員 大学教授（言語聴覚士）
- 内容 個別相談・完全予約制 1回30～60分
訓練内容により、医療機関等を紹介する場合があります。
無料ですが、教材代をご負担いただく場合があります。
- 場所 やまぶきの里



こんなお子さんのための相談会です。

- ★ことばが遅い
ことばの数が少ない
ことばがつながらない
ことばの理解が難しい
ことばでの指示がわからない
- ★正しく発音できない
例 さかな⇒タカナ
かさ⇒カチャ
- ★幼児語（赤ちゃんことば）が抜けない
- ★なめらかに話せない

47 こどもの発達・子育て相談会

担当 こども・健康推進課

子どもの発達や心理面の相談及び子どもとの関わり方についての相談会です。保護者の方だけでなく、学校のこと、勉強のこと、友達関係のこと等で悩むお子さん自身からの相談もお受けします。

集団生活に適應できない

発達・発達が気になる

- ・全体的に発達がゆっくり
- ・視線が合わない
- ・1人遊びが多い
- ・言葉が出ない、遅い
- ・人見知りが強い
- など

- ・友達とうまく関われない、遊べない
- ・人の気持ちや空気が読めずトラブルになる
- ・パニックを起こしやすい
- ・不安や緊張が強く、不安定になりやすい
- ・集団行動が苦手
- など

こんなことはありませんか？



癖や行動が気になる

- ・こだわりが強い
- ・指示が入らない
- ・不器用
- ・興味の対象がコロコロ変わる
- ・多動、注意散漫、不注意
- ・癇癪
- ・乱暴な言動や衝動的な行動が目立つ
- ・嘘をつき、友達や家族を困らせる
- ・気分の浮き沈みが激しい、不安になりやすい
- など

子育てのこと

- ・子どもとどのように関わっていいのかわからない
- ・ついイライラして怒ってしまう
- ・不安になりやすい
- など

学校生活のこと

- ・文字の読み書きが難しい
- ・勉強がわからない
- ・友達関係がうまくいかない
- ・登校しぶり、不登校
- など

- 対象 18歳までの子ども、保護者、家族
- 相談員 大学教授（臨床心理士・公認心理師）
- 内容 個別相談・1人1時間程度・完全予約制
- 開催日時 年12回程度開催。案内チラシを学校等を通じ配付します。
- 場所 阿賀町公民館

気になること、心配なことはひとりで抱えず早めに相談しましょう！



発達に関する相談会・教室

48 子育て相談会

担当 こども・健康推進課

あがりーなと地域子育て支援センターで助産師や保健師による相談会を行います。お母さんの体調や授乳についてや、お子さんの発育発達など、気軽にご相談ください。

49 感覚統合相談会

担当 こども・健康推進課

発達に凸凹がある幼児・学童に対し、日常生活に必要な動作や社会に適応する力をつけるため、作業療法士がお子さんと保護者に感覚統合理論に基づいた指導を実施します。

50 療育教室「にこにこ教室」

担当 こども・健康推進課

発達に不安を感じている就学前のお子さんと保護者を対象にした教室です。親子遊び、小集団活動を通して成長を促すとともに、保育士や保健師が必要に応じて育児をサポートします。

★お子さんのことで気になること、困っていることはありませんか？



- よく動き、少しの間もじっとしてられない
- ことばは出ているが、会話にならない
- マイペースで、他の子どもにあまり関心がない
- 友達とのトラブルが多い
- 決まった動作、順序、遊びなどを繰り返したり、こだわりが強い
- 視線が合いにくい・指示が入りにくい
- 周囲のことは気にならず、一人遊びが多い
- 人見知りが強い、かんしゃくを起こしやすい
- 不安が強い



にこにこ教室では、小集団の中で、遊びを通してひとりひとりに合った支援を行い、苦手なことや困り感を軽減し、その子らしさを引き出していく中で、意欲や自信を育てます。

にこにこ教室のねらい

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ①自己肯定感UP（生きる力・源） | ②集団・社会参加への安心感UP |
| ママ（パパ）のこと大好き！ | ママ（パパ）と遊んで楽しかった！ |
| ママ（パパ）も私のことが大好き！ | お友だちと遊ぶって楽しいな！ |
| 大事にされてうれしい！ | |
| ③気持ちの発散・自己表現力UP | ④自信・やる気・チャレンジ精神UP |
| 「悔しい」「困った」「助けてほしいな・・・」 | できた！うれしい！次も頑張るぞ！ |
| 自分の気持ちを伝えていいんだ！表現してもいいんだ | 私ってすごい(自信UP)！ |

教育 入学までのながれ

51 就學時健康診斷

担当 学校教育課

学校保健安全法に基づき、翌年の4月に小学校へ入学するお子さんを対象として、町が実施します。

対象 翌年の4月に小学校へ入学するお子さん

時期 10月

内容 内科・歯科検診、眼科・耳鼻科健診、視力検査聴覚検査、知的発達スクリーニング検査



52 入学通知

担当 学校教育課

町立小中学校へ入学されるお子さんの保護者へ、入学する年の1月に入学通知書を送付し、入学する学校や入学期日をお知らせします。その後、各学校ごとに入学説明会が開催されます。

53 就学に関する相談

担当 学校教育課

就学にあたり心配なことがある、学校の様子を聞いてみたいなど、ご相談をお受けします。

問い合わせ先 町教育委員会学校教育課 電話0254-92-2561（役場鹿瀬支所2階）

阿賀町の小・中学校

- 津川小学校
阿賀町津川3234番地
TEL 0254-92-2042
 - 上川小学校
阿賀町両郷乙1552番地
TEL 0254-95-2353
 - 三川小学校
阿賀町白崎2500番地1
TEL 0254-99-2605
 - 阿賀津川中学校
阿賀町津川260番地
TEL 0254-92-2117
 - 三川中学校
阿賀町白崎2500番地1
TEL 0254-99-2079



★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. . ☆. . ★. .

★子育て四訓★

- 1 乳児の時は、肌身離さず
2 幼児の時は、肌を離して手を離さず
3 少年の時は、手を離して目を離さず
4 青年の時は、目を離して心を離さず

「子育て四訓」をご存知ですか？

乳児期、幼児期、少年期、青年期のそれぞれの発達段階で、親(大人)がどの程度の距離感で接するのが理想的なのかが上手く表現されています。



子育てでは、子どもの成長に合わせて適切な距離をとりながら、子どもの自然な自立を促すことはとても重要なことです。心配だからといっていつまでも手を離せずにいると、子どもがいつまでたっても自分の力で歩くことができません。逆に、親への信頼感が育たないまま、手を離し、目を離し、心を離してしまえば、子どもはいつまでも自立できません。

子育てにな悩んだとき、「子育て四訓」を思い出してみてください。そして、今一度子どもとの距離を見直してみましょう。「親が子どもを信じること」と「親が自分を信じてくれること」で、子どもたちは、自分で考えて進む方向を決めて、自分の力で進み、転んでもまた起き上がって走り出すことができるはずです。

学校生活を応援します

54 学校給食費の完全無償化

担当 学校教育課

地元の食材を取り入れたおいしい給食を無償で提供しています。



55 就学援助制度

担当 学校教育課

経済的な理由により就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対し、教育費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

対象 町内に住所を有し、小・中学校に就学するお子さんのいる世帯で、町の定める認定要件に該当する方で、援助を希望する保護者の方

援助内容

- ・学用品費
- ・通学用品費
- ・新入学用品費
- ・校外活動費
- ・児童・生徒会費
- ・PTA会費
- ・修学旅行費
- ・卒業アルバム代
- ・オンライン学習通信費

56 特別支援教育就学奨励制度

担当 学校教育課

特別支援学級に在籍するお子さんの保護者の方の負担軽減を図るため、教育費用の一部を所得に応じて支給する特別支援教育就学奨励制度を設けています。

対象 阿賀町の特別支援学級に在籍しているお子さん
(就学援助費を受給しているお子さんを除く)

援助内容

- ・学用品費
- ・新入学用品費
- ・校外活動費
- ・修学旅行費
- ・通学用品費
- ・オンライン学習通信費

57 県立特別支援学校通学バス

担当 学校教育課

町外の特別支援学校へ通うための通学バスを運行しています。

利用は無料です。

小学部から高等部まで対象です。

- ・五泉特別支援学校、村松分校
- ・駒林特別支援学校

利用者負担なし!



58 就学金貸付制度（高等学校・専修学校・大学等）

担当 学校教育課

向学心のある学生・生徒を応援するため、就学金貸付制度を設けています。

対象 町内に住所を有する方で、高等学校、専修学校、大学等に在学する方

貸付額

- ・高等学校：月30,000円まで
- ・専修学校・大学等：月60,000円まで

ひとり親家庭へのサポート

59 児童扶養手当

担当 こども・健康推進課

ひとり親家庭の父母または養育者（祖父母など）に支給される手当です。

- 対象
- ・母子父子家庭や父または母に重度の障がいのある家庭
 - ・父母にかわって児童を養育している方
- 所得要件があります。

受給期間 申請した翌月から児童が18歳になった年度の3月まで
（児童に一定以上の障がいがある場合は、20歳まで）

支給額 令和7年4月現在

区分	基本額	第2子以降加算額
全部支給	46,690円	11,030円
一部支給	46,680円 ～11,010円	11,020円 ～5,520円



申請窓口 こども・健康推進課

60 ひとり親家庭等医療費助成

担当 こども・健康推進課

ひとり親家庭等の父母または養育者（祖父母等）の方の医療費の一部を助成します。
所得制限があります。

- 対象
- ひとり親家庭の父または母と子ども、養育者と養育する子ども
 - 父または母に一定の障がいのある場合、子どもを監護する父または母と子ども
- 助成期間 申請した月の翌月から子どもが18歳になった年度の3月まで
- 助成内容
- 一部負担金を差し引いた額を助成
 - 一部負担金
 - 通院：530円/回（1か月のうち同じ医療機関4回まで。5回目以降は無料）
 - 入院：1,200円/日
 - 子どもの場合、一部負担金を子ども医療費で助成するため自己負担はありません。

申請窓口 こども・健康推進課

61 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭及び寡婦の方の経済的な自立をお手伝いするとともに、扶養しているお子さんの福祉の増進を図るため、福祉資金の貸付を行っています。

貸付金を利用できる方 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等（貸付には審査があります）

貸付金の種類 修学資金、事業開始資金、技能習得資金、就職支度資金、生活資金など

※貸付金の種類、限度額、返済期間、利率等は県のホームページを確認または相談窓口へお問い合わせください。

相談窓口 新潟県新潟地域振興局健康福祉部総務福祉課 企画福祉担当
新潟市秋葉区南町9-33 電話0250-22-5173

申請を受け付けてから貸付金の交付まで通常1～2か月以上かかります。貸付を希望される方はお早めにご相談ください（来所される場合は事前にご連絡ください。）

障がいのあるお子さんへのサポート

62 身体障害者手帳

担当 福祉介護課

身体障害者手帳は、障がいの程度に応じて交付されるもので、障がいの種類や程度に応じて各種福祉サービスを受けることができます。

障がいの種類と程度により1級から6級まであります。

対象 視覚、聴覚、音声・言語機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能等に永続すると認められる障がいのある方

手続き 新潟県または新潟市の指定医が作成した診断書、写真が必要です。

63 療育手帳

担当 福祉介護課

療育手帳は、知的障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度に応じて各種福祉サービスを受けることができます。

対象 児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された方

手続き 写真を添えて申請後、児童相談所または知的障害者更生相談所の面接判定を受けていただきます。

64 精神障害者保健福祉手帳

担当 こども・健康推進課

障がい等級により自動車税及び公共施設の減免や各種税の控除を受けることができます。

対象 精神障がいのために長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた人

手続き 医師の診断書（所定様式）が必要です。

65 特別児童扶養手当

担当 福祉介護課

中重度の精神または身体に障がいを持つ児童を養育している人に対し、その負担を軽減し児童の福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

対象 中重度の精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を養育している人。ただし、児童が障がいを支給事由とする年金を受けることができるときや、児童福祉施設に入所している場合は、手当は支給されません。

手続き 医師の診断書（所定様式）が必要です。



66 障害児福祉手当

担当 福祉介護課

重度の障がい状態にあることにより、日常生活において常時介護が必要な児童（20歳未満）に対して支給する手当です。所得制限があります。在宅が条件で、施設入所の場合は支給されません。

手続き 医師の診断書（所定様式）が必要です。

障がいのあるお子さんへのサポート

67 重度心身障害者医療費助成

担当 福祉介護課

身体障害者手帳（１～３級）又は療育手帳（Ａ）の交付、精神障害者保健福祉手帳１級を受けた子どもの通院及び入院医療費の自己負担額から、一部負担金を差し引いた額を助成します。また、その一部負担金は、子ども医療費助成で助成しますので、実際の自己負担はありません。

お手続きについては手帳交付時の該当となる方にご案内します。

68 自立支援医療（育成医療）

担当 こども・健康推進課

身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（１８歳未満）で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に治療効果が期待できるものに対して、医療費の一部を助成します。給付以外は子ども医療費助成で助成しますので、実際の自己負担はありません。

自己負担 原則治療費の１割ですが、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

手続き 治療開始前に申請してください。

医師の診断書（所定様式）が必要です。



69 自立支援医療（精神障害者通院医療）

担当 こども・健康推進課

精神に関する病気の通院医療費の自己負担額が１０％になる制度です。

自己負担 原則医療費の１割負担ですが、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

自己負担分は子ども医療費助成で助成しますので、実際の負担はありません。

手続き 医師の診断書（所定様式）が必要です。

70 精神障害者の医療費助成

担当 こども・健康推進課

精神障がいの治療にかかる医療費と、通院に要する費用を助成します。

対象 精神保健及び精神障害者福祉法という精神障がい者のうちの入院及び通院患者

助成内容 通院：個人負担の全額 入院：一部負担金の３分の２以内の額

自己負担分は子ども医療費助成で助成しますので、実際の負担はありません。

71 日常生活用具の給付

担当 福祉介護課

在宅の障害児・者の日常生活をスムーズにするため、障がいの内容等により日常生活用具を給付します。用具によっては施設等に入院、入所している場合でも給付の対象となります。

対象 身体障害者手帳又は療育手帳所持者、障害者総合支援法の対象となる難病患者
障がいの内容により支給される用具が定められています。

給付用具 特殊寝台、特殊マット、特殊便器、入浴補助用具、ストマ用具、人工咽頭 ほか

手続き 医師の意見書、業者の見積書が必要です。

負担額 原則、日常生活用具価格の１割が利用者負担額となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます。ただし、日常生活用具にはそれぞれの基準額があり、その基準額を超える額は利用者負担となります。なお、世帯に町民税所得割額が４６万円以上の方がいる場合、給付対象外となります。

生活支援

72 生活困窮者自立支援制度

生活に関する困りごとの相談を受け付けています。病気や失業、住まいの不安など様々な問題により経済面や精神的に悩んでいる方は、ご相談ください。解決する方法を一緒に考えながら、支援機関や相談窓口と協力しながら解決するまでサポートします。

仕事がみつからない
家賃が払えない
住むところがない
家族のことで悩んでいる
将来が不安
病気で働けない など

阿賀町の方は、
「新潟県パーソナル・サポート・センター」
が相談窓口です。

問合せ先

新潟県パーソナル・サポート・センター
電話025-250-5160
新潟市中央区新光町6-2
勤労福祉会館4階
月～金曜日（祝日、年末年始は休み）
午前9時～午後5時

★ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

73 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を目的とした貸付制度です。それぞれの世帯の状況に合わせた資金の貸し付けを行います。

就職に必要な知識・技術等の習得費用
高校、大学等への就学費用
介護サービスを受けるための費用 など

問合せ先 阿賀町社会福祉協議会
電話0254-92-3088

74 小口資金貸付事業

緊急かつ一時的に生活が困窮している世帯を対象として、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする貸付制度です。

問合せ先 阿賀町社会福祉協議会 電話0254-92-3088

75 医療機関(小児科)

■ 町内の医療機関（小児科）

新潟県立津川病院
電話0254-92-3311
鹿瀬診療所〈第2・第4水曜日の午後〉
電話0254-92-2219
町営診療所みかわ〈火曜日午後〉
電話0254-99-5155

■ 夜間・休日診療

五泉市東蒲原郡医師会 夜間診療所
休日診療(当番制)
電話0250-25-7878



五泉市東蒲原郡医師会WEB→
受付時間等の詳細は各医療機関へ
お問い合わせいただくか、医師会
ホームページをご確認ください。



おでかけスポット

たくさん素敵なおでかけスポットがありますよ！
お天気の日に休日に家族でお出かけしてみませんか！

見 見て楽しい！	体 体験できる！	食 食事処、カフェ
買 お買い物	写 写真スポット	お おむつ替えトイレ有り



狐の嫁入り屋敷 見 体 食 買 写 変	「つがわ狐の嫁入り行列」の様子を再現したジオラマがあり、狐のメイク体験やお面の絵つけ体験ができます。お土産もいろいろあります。	津川3501-1 電話0254-92-0220 開館時間：9時～16時 休館日：毎週木曜日	 阿賀町観光協会 website
芦沢高原ハーバルパーク 見 体 食 買 写 変	3ヘクタールの園内でラベンダーや四季折々の花々を楽しめます。ハーブ石鹸づくりや花の寄せ植えづくりのほか、手作りジェラートなどが堪能できるカフェもあります。	津川3915 電話0254-92-5522 開館時間：9時～17時 定休日：毎週木曜日	 ハーバルパーク Facebook
麒麟山公園 見 体 食 買 写 変	約100本の桜が植えられています。お花見だけでなく夏はバーベキュー、秋には麒麟山の紅葉の絶景が楽しめるスポットです。(おむつ替えトイレは麒麟山側駐車場のトイレのみ。)	津川地内 問合せ0254-92-4766(阿賀町役場まちづくり観光課) 桜の例年の見頃：4月上旬から4月中旬	 阿賀町website
しごと・まなび場 with ブックカフェ「風舟」 見 体 食 買 写 変	阿賀野川を見下ろす高台にある木の香り漂う建物でコワーキングスペースとカフェ、ライブラリーを備えています。向かいには「美人の湯」で有名な津川温泉・清川高原保養センターがあります。	京ノ瀬4851 電話090-5534-1127 開館時間：土日祝10:00～18:00 (12月～3月11:00～18:00) 月木金 13:00～18:00 定休日：火・水	 風舟website
麒麟山いこいの森 見 体 食 買 写 変	2千本の雪椿と数百本のモミジが植えられています。麒麟山は約100年前に、世界で初めて雪椿が発見された地です。	鹿瀬 問合せ0254-92-3330(阿賀町役場鹿瀬支所) 雪椿の例年の見頃：4月上旬～5月中旬	 阿賀町website
向ノ島公園 見 体 食 買 写 変	遊具で遊んだり、川遊びや釣りなどのほか炊飯場もあるのでキャンプなどのアウトドアを気軽に楽しめます。	豊川甲3758番地5 問合せ0254-95-2211(阿賀町役場上川支所)	
極楽寺野中ザクラ 見 体 食 買 写 変	濃い紅色で大輪の美しい桜が咲きます。野生のベニヤマザクラが変形したもので、国の天然記念物に指定されています。	両郷甲地内 問合せ0254-92-3333(阿賀町公民館) 桜の例年の見頃：4月中旬～4月下旬 ライトアップ期間：4月中旬～開花終了までの18時～21時	 阿賀町website
たきがしら湿原 見 体 食 買 写 変	全国的にも珍しい人工湿原です。ニッコウキスゲや水芭蕉の名所です。数十種のトンボを観察することができます。夏の季節は幻想的な夜空が広がります。	七名乙3267-1 問合せ0254-92-5764(阿賀町役場農林課) 開館期間：4月下旬～11月 開館時間：8:30～16:30 11月は～16:00(アクセス道開放時間) ホテル飛騨期間(6月中旬～7月中旬頃)はアクセス道終日開放 管理棟休館：毎週月曜日(祝日の場合は開館、翌日閉館)	 阿賀町website
阿賀町郷土資料館 見 体 食 買 写 変	町内で出土した縄文時代の土器・石器・土偶などの展示のほか、古代から幕末までをパネルと実物資料で解説しています。	両郷甲2200 問合せ0254-95-2253 開館時間：10:00～16:00 休館日：月・火曜日、年末年始 ※祝日の場合は開館、翌日を閉館	 阿賀町website
将軍杉 見 体 食 買 写 変	国指定「天然記念物」 樹齢推定1,400年！幹周り19.31メートルは屋久島の縄文杉を抜いて日本一の太さです(H12.13年全国巨樹・巨木フォローアップ調査より)。	岩谷地内 電話0254-92-3333(阿賀町役場社会教育課)	 阿賀町website

道の駅阿賀の里 あがりーな 見 体 食 買  	全天候型のこどもの遊びの広場で す。阿賀町産木材を使用した大型遊具 やデジタルの砂場などがあり、小さい 子どもから、天候に関係なく楽しめる 遊び場になっています。	石間4301 問合せ0254-92-4766(阿賀町役場まちづくり観光課) 
三川・温泉 スキー場 見 体 食 買  	初・中級から上級まで多彩な10コー ス。そりで遊べる広場もあり、家族づ れから上級者まで楽しめます。ゲレ食 も温かいラーメンや和食・洋食いろ いろ揃っています。	川口地内 問合せ0254-99-2311(阿賀町役場三川支所) 営業時間：9:00～16:00 土曜日9:00～20:30 日曜日、祝日9:00～16:00 オープン情報は ホームページ でご確認ください  阿賀町website
中ノ沢森林科学館 見 体 食 買  	小さな子どもから大人まで、木のぬ くもりを感じながら楽しめる工房で す。本棚やティッシュボックスのほか 20種類以上のキットが揃っています。	中ノ沢1344-4 電話0254-99-3226 開館時間：9:00～17:00(受付16:00まで) 休館日：年末年始 ※人数が多い場合は予約が必要  お山の木の学校 website

体育施設



阿賀町website

・・・赤ちゃんのおむつ替え用トイレの設置

津川B&G海洋センター	開館時間：平日10:00～21:30 土・祝9:00～21:30 日9:00～17:00 休館日：月曜日、年末年始 ※プール利用について 3歳以下は遊泳禁止、水遊び用のおむつの着用不可	アリーナ	ミーティング ルーム	プール (夏季)	グラウンド	トレーニング ルーム	テニスコート	
		○	○	○	—	○	○	
津川3913番地10 Tel 0254-92-2771								
上川B&G海洋センター	開館時間：平日10:00～21:30 土・祝9:00～21:30 日9:00～17:00 休館日：月曜日、年末年始	アリーナ	ミーティング ルーム	プール (夏季)	グラウンド	トレーニング ルーム (2階)	テニスコート	
		○	○	—	○	○	—	
両郷甲3325番地1 Tel 0254-95-2288								
三川B&G海洋センター	開館時間：平日10:00～21:30 土・祝9:00～21:30 日9:00～17:00 休館日：月曜日、年末年始 ※プール利用について 3歳以下は遊泳禁止、水遊び用のおむつの着用不可	アリーナ	ミーティング ルーム	プール (夏季)	グラウンド	トレーニング ルーム	テニスコート	
		○	○	○	○	—	—	
黒岩3469番地2 Tel 0254-99-3671								
鹿瀬スポーツパーク	冬季間閉鎖	アリーナ	ミーティング ルーム	プール (夏季)	グラウンド	トレーニング ルーム	テニスコート	
		—	—	—	○	—	—	
鹿瀬1947番地16 Tel 0254-92-2771 (津川B&G海洋センター)								
津川河川広場	利用時間：9:00～17:00 (冬季間は使用できません)	アリーナ	ミーティング ルーム	プール (夏季)	グラウンド	トレーニング ルーム	テニスコート	
		—	—	—	○	—	—	
津川3079番地 Tel 0254-92-2771 (津川B&G海洋センター)								

図書室

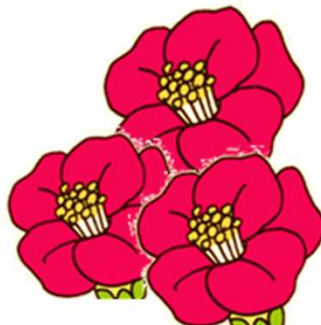


阿賀町公民館図書室website

阿賀町公民館図書室 (阿賀町公民館2階) 鹿瀬8985番地1 電話0254-92-3334	開館時間：平日9:00～17:00 土9:00～12:00 休館日：日曜日、祝日、年末年始
津川分館図書室 (ふるさと交流川屋敷内) 津川3501-1 電話0254-92-3750	開館時間：9:00～21:00 休館日：年末年始、月末
上川分館図書室 (阿賀町郷土資料館内) 両郷甲2200 電話0254-95-2253	開館時間：水～日10:00～16:00 休館日：月・火曜日、年末年始 (月・火曜日が祝日の場合は翌開館日)
三川分館図書室 (三川保健センター2階) 白崎1182 電話0254-99-2253	開館時間：平日9:00～16:00 休館日：土・日曜日、祝日、年末年始

阿賀町役場website

<https://www.town.aga.niigata.jp>



関係機関一覧

担当課・問合せ先	住所		連絡先
阿賀町こども・健康推進課	阿賀町津川580番地 阿賀町役場	1階3番窓口	0254-92-5762 Email : kodomo@town.aga.lg.jp
阿賀町町民生活課		1階2番窓口	0254-92-5761
阿賀町福祉介護課		1階4番窓口	0254-92-5763
阿賀町教育委員会 学校教育課	阿賀町鹿瀬8931番地1 阿賀町役場鹿瀬支所	2階	0254-92-2561
阿賀町教育委員会 社会教育課	阿賀町鹿瀬8931番地1 阿賀町公民館内	1階	0254-92-3333
新潟県新潟地域振興局 健康福祉部 総務福祉課	新潟市秋葉区南町9番地33		0250-22-5173
新潟県新潟地域振興局 健康福祉部 地域保健課			0250-22-5174
阿賀町社会福祉協議会	阿賀町津川664番地 やまぶきの里内		0254-92-3088
新潟県パーソナル・サポート・センター	新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館4階		025-250-5160

阿賀町子育て支援ガイドブック

発行 阿賀町こども・健康推進課 令和7年作成